

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2569号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

若狭たかま漁火想 (福井県高浜町)



写真キャプション

「人の和によるまちづくり」をテーマに3年前から始まった「漁火想」昔ながらの漁村のたたずまいをキャンドルの静かなあかりで照らし出し、観光客と住民が一体となって楽しむ手づくりのイベントである。砂浜に並べられた6千個のキャンドルと色とりどりの花火が高浜の夏を幻想的に彩る。

もくじ

- 情 報
- 随 想
- 情 報
- 政 策
- 政 策

- 「骨太方針2006」を閣議決定……………(2)
- 市町村の消防の広域化の推進ついて……………(5)
- 町村Navi「広島県安芸太田町……………(8)
- 人生は出会い……………神奈川県町村会長 湯河原町長 米岡 幸男……………(10)
- 政策リーダー……………(11)

閑話休題

愛媛の光

早稲田大学教授 宮口侗迪

段々畑があり、世話人の山田佳代さんにまずそこに案内してもらった。平地のない場所、漁業で暮らしてきた人々が、裏山の急斜面に石垣を積み上げてつくった段畑は、雨に煙っていても神々しかった。この地区出身の早稲田の女子学生が、この段畑への思いをインターネットで発信して世間を驚かせたが、彼女がその後愛媛新聞社に就職したことは頼もしい。最近では段畑祭りも開催され、段畑でつくられたジャガイモなどが交流の仲立ちをしているとのことであつたが、本来漁業あつての畑なの

で、畑だけにこだわらず魚も活かしてほしいなど、ふと思つた。愛媛県は(財)えひめ地域政策研究所センターという研究機関を持ち、ここには市町村からも元気の職員が出向して、さまざまな会議を支えて働いている。職員にとつてはまた、ない自己トレーニングの場であり、ここで成長した人が何人もいる。今回の会もこのセンターの関係者が多く参加し、盛り上げていた。世話人の森田浩二さんもその一人である。このセンターは「舞たうん」という月刊の小冊子を発行していて、何年

も前に寄稿させてもらったが、高いレベルを堅持していること

と、切に思った。

「骨太方針2006」を閣議決定

交付税の法定率は「実質」「堅持」に

政府は7日、経済財政諮問会議がまとめた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」、いわゆる「骨太方針06」を閣議決定した。柱となる「歳出歳入一体改革」では、2011年度の基礎的財政収支黒字化に必要となる財源不足額16・5兆円について歳出削減は最大14・3兆円に対応することとし、社会保障など具体的な項目ごとの削減額を示した。一方、地方財政については、交付税総額の「5年間凍結」案が参院自民党などの猛反発で土壇場で撤回され、「骨太方針06」では「現行法定率は堅持」が明記された。

これを受けて、財務省は、来年度予算の概算要求基準（シーリング）を策定し、本格的な予算編成作業に入るが、07年度予算案は、今後5年間にわたる歳出削減の初年度に当たするため「厳しい態度で臨む」（谷垣禎一財務相）方針だ。地方財政については、「骨太方針06」では地方側の意向が反映されたものの、交付税総額は年末の地方財政対策まで決着が先送りされただけ。しかも、「新型交付税」が来年度から導入されるなど、交付税のゆくえは依然、不透明だ。

「骨太方針06」は、日本経済は長期停滞から抜け出し「新たな挑戦の10年」の出発点に立っているとして、今後の「3つの優先課題」に、成長力・競争力の強化、財政健全化、安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現を挙げた。併せて、「健全で活力ある経済」あってこそ「財政健全化」があるなどと経済・財政を一体的に改革する必要性も強調した。

歳出削減は

最大14・3兆円に

うち、財政健全化では「歳出歳

入一体改革」として、歳出削減と増税の将来の数値目標と工程表を示した。これまでの小泉改革（01～06年度）を財政健全化の「第Ⅰ期」と位置づけた上で、「第Ⅱ期」（07～10年代初頭）は第Ⅰ期と同程度の改革努力を継続し、「11年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する」と明記。さらに、「第Ⅲ期」（10年代初頭～10年代半ば）では「持続可能な財政とすべく、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げ」とした。巨額な国・地方の債務残高の解消も視野に入れた工程表を示

したもの。

併せて、Ⅱ期・Ⅲ期を通じた取り組み方針として、徹底した政府のスリム化で国民負担増を最小化、成長力を強化し、その成果を国民生活の向上と財政健全化に活かす。優先度を明確化し、聖域なく歳出削減を行う。国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現に向けて協力する。将来世代に負担を先送りしない社会保障制度を確立する。資産圧縮を大幅に進めバランスシートを縮小する。新たな国民負担は官の肥大化には振り向けず国民に還元する。との「7原則」も示した。

その上で、「第Ⅱ期」の目標である11年度の国・地方の基礎的財政収支黒字化に必要となる対応額（歳出削減または増税額）を16・5兆円程度とした。そして、「歳出削減を行ってなお、要対応額に満たない部分は、歳入改革の増税措置で対応する」とした。このため、「歳出削減が不徹底なら、その分だけ国民負担が増加する」「国・地方の歳出に無駄や非効率を放置したまま、負担増を求めることについて国民の理解を得ることは困難」とし、徹底したメリハリのあ

る歳出改革を行うとした。具体的には、歳出削減幅を11・4兆円から最大14・3兆円とした。

政 策

自然体では11年度には128.2兆円に膨れ上がる歳出総額を113.9~116.8兆円に抑制する。うち、社会保障は1.6兆円、人件費は2.6兆円、公共投資は5.6~3.9兆円、その他分野は4.5~3.3兆円それぞれ削減する。

また、地方財政では、地方公務員人件費について、5年間で国の定員削減(5.7%減)と同程度の定員純減を含め大幅な人件費削減を実現するとした。また、地方単独事業については、今後5年間は全体として現在の水準以下に抑制することとし、「投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は06年度と同程度の水準とする」とした。

地方交付税については、「現行法定率は堅持する」と明記した上で、地方交付税等(一般会計ベース)について、地方に安心感をもって中期的に予見可能性のある財政運営を行えるよう、地方の財政収支や国の一般会計予算の状況等を踏まえ「適切に対処する」とし、「これにより、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税(地方財政計画ベース)等の一般財源の総額を確保する」とした。併せて、交付税配分に当っては行政改革に積極的に努力している団体 地方税収の伸びが期待でき

ない団体・特に配慮することも盛り込んだ。

さらに、地方分権に向けて「関係法令の一括した見直し」により、国と地方の役割分担の見直し・国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小 交付税の算定の簡素化・を図るとするなど、地方六団体や総務省が求めた「新地方分権推進法」に向けた対応も盛り込んだ。併せて、交付税・補助金の見直しと税源移譲を含めた税源配分の見直しも明記した。

公務員人件費では、国の行政機関で10年度までに5.7%の定員純減等を達成するとした。地方公務員についても、国と同程度の定員純減を実現するとしたほか、比較対象企業規模の見直しと地域の民間企業のさらなる反映 ボーナスの支給月数の地域格差反映 特殊勤務手当の削減 互助会への補助金削減 知事等の高額な退職手当の適正化 教職員等人件費の削減も盛り込んだ。

このほか、公共事業関係費では、景気対策でなく真に必要な社会資本整備へ転換する必要があると指摘。このため、「これまでの改革努力(名目対前年度比3%減)を基本的に継続する」としたが、経済成長との関係も勘案する必要があり、公共事業関係費・

地方単独事業費(投資的経費)の削減(5年間)は各3~1%減と幅をもたせた。

文教予算では、教職員定数(義務教育)を今後5年間で1万人程度純減するとしたほか、人材確保法の優遇措置を縮減、私学助成予算は対前年度比1%減(年率)とした。

社会保障では、制度自体の持続可能性・安定性を確保するため、生活保護は扶助基準、母子加算、級地などの見直しを08年度に実施 介護保険は11年度までに公的給付の内容・範囲・介護報酬の見直しに取り組み 医療は今後5年間に公的給付の内容・範囲、負担と給付の見直しを行う、などとした。

なお、これらの歳出削減については、その時々々の経済社会情勢に配慮し、毎年度、必要な検証・見直しを行う」とのローリングも盛り込んだ。順調な経済成長に陰りが生じた場合には、歳出削減路線を見直すことを明記したものだ。

このほかの優先課題の一つ「成長力・競争力の強化」への取組みでは、ITとサービス産業の革新による生産性の向上 地域・中小企業の活性化 官業の民間開放や規制緩和により新たな需要創出、などを挙げた。また、全国町村会等が要望していた教育委員会制

度の「選択性」導入については、規制緩和の一環として、市町村の教育委員会の権限を首長へ移譲する特区の実験的な取組みを進めることが盛り込まれた。

「安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現」では、社会保障制度全体を捉えた一体的見直しの推進や、30~40歳代にも国家公務員への就職機会を提供するなど人生の複線化による柔軟・多様な社会の仕組みを構築する「再チャレンジ支援」に取り組みとした。さらに、子育て支援策や働き方の改革、国民運動の推進など総合的な少子化対策の推進、幼児教育の振興や文化芸術・スポーツ環境の充実など豊かな生活に向けた環境整備そして、災害・治安・テロ対策や循環社会の構築など生活におけるリスクへの対処策も盛り込んだ。

一方、歳入改革では、11年度の基礎的財政収支黒字化の後でも対応できる税制改革とする必要性を強調した上で、「社会保障給付の安定的な財源を確保」するため消費税をその財源と位置づけることを示唆した。ただ、その時期や額については明記しなかった。

交付税総額の決着、
なお不透明

「骨太方針06」は、3年間にわた

政 策

る三位一体改革の終了を踏まえ、国・地方の巨額な債務残高解消に向けた「歳入歳入一体改革」が中心課題となった。財政健全化のための歳出削減が前面に出てきたため、三位一体改革では目的の一つに掲げられていた「地方分権の推進」は陰に隠れた。

「骨太方針06」には「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し」による国と地方の役割分担、国庫補負担金の廃止、税源移譲の一体的な検討は明記された。竹中平蔵総務相の強い要請で盛り込まれたといわれる。竹中総務相は「新・三位一体改革だ」と評価するが、地方六団体が求める「第二期改革」に向けた地方分権の推進体制との関係は、なお不透明だ。

また、今回は歳出削減の具体策づくりが自民党に全面委託され、同党の歳出改革プロジェクトチームがまとめた歳出削減案がそのまま「骨太方針06」に盛り込まれた。その検討段階で、地方交付税総額についてはキャップをはめる動きが強まり、6月23日の「素案」では、現行総額を維持することとし、削減は行わない」とされた。削減はしないが、結局、五年間、総額を凍結する案だ。「結果として総額が交付税率分を下回ることもある」(自民党幹部)という内容だ。

このため、地方六団体は急ぎよ、「到底、受け入れられない」と批判する共同声明を発表。自民党参院も来年の参院選が戦えないと猛烈に反発。6月26日に決定した最終案では一転、「適切に対処」と地方に配慮した内容が変わった。

このため、地方六団体が同日発表した共同声明も「地方財政の円滑な運営に資するものと考え」とし、今後財源が安定的に確保されるよう求める「穏やか」なものに変わった。しかし、交付税の具体的な総額については今後の検討に委ねられた。結局、今回の決着は、交付税総額の「凍結案」を地方側などの反発で押し返しただけというのが実態だ。

現に、「骨太方針06」を決定した7月7日の経済財政諮問会議で、谷垣財務相は、来年度概算要求基準について「骨太方針06」に盛り込まれた「今後五年間の『歳出改革の具体的内容』を踏まえ、改革の初年度にふさわしい基準を検討する」と述べた。さらに、同会議で民間議員が提示した「来年度予算の全体像」の素案では、地方財政について、地方財政計画の決算乖離を来年度予算(1年間)で解消。一般行政経費は前年度と同額に抑制。地財不足を補てんするための加算(折半対象財源・06年

度は1・4兆円)を解消・することで、「交付税総額の抑制を図る」とした。

財務省は、年末の地方財政対策に向けて、この内容で「交付税総額の抑制」を迫ってくると思われる。さらに、竹中総務相が提案した「新型交付税」は、来年度予算からの導入が決まっている。その配分に当たっては、行政コストの差を反映したものとするとしているが、依然、内容は不透明だ。

その上、9月には自民党の新総裁選に伴う政権交代が待っている。全国知事会は13日、松江市で開いた全国知事会議で、今後の運動方針として、「地方分権推進一括法」の制定を働きかけるとともに、「地方分権」を主要政策に掲げるよう自民党総裁選、民主党・公明党両代表選の候補者に公開質問状を提出することを決めた。しかし、新政権の地方分権への対応も不明だ。

まさに、「第二期分権改革」の先行きは不確定な要素が多く不透明だ。しかし、歳入歳入一体改革では、今後五年間の歳出削減額が決まっており、地方財政をめぐる環境は一段と厳しくなることだけは確実だ。

(自治日報記者 井田正夫)

発電関係市町村全国協議会
研修会開催のお知らせ

発電関係市町村全国協議会事務局・全国町村会経済農林部)は、左記の要領で、平成18年度研修会を開催します。

1、日時

平成18年8月21日(月) 13時～
8月22日(火) 11時40分

2、会場

全国町村会館2階ホール
(東京都千代田区永田町1-11-35)

3、参加費 無料

4、プログラム

8月21日(月)
開会 13:00
会長挨拶
基調講演
・健全な水循環と自治体による流域管理

東京大学名誉教授 高橋 裕氏

・発電地域の現状報告と意見・提案

5人の市町村長等から発表

「メンテーター」

東京大学名誉教授 高橋 裕氏

日本大学経済学部助教授

沿尾波子氏

8月22日(火)

・河川環境の改善に資するダム管理について

国土交通省河川局流水管理室長

小林厚司氏

・業務の概要と地域支援制度について

小林厚司氏

5、問い合わせ

(財)電源地域振興センター
発電関係市町村全国協議会事務局
(全国町村会経済農林部内)
〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-35
TEL03-35581-0485
FAX03-35580-5955
担当:田名綱

政 策

市町村の消防の広域化の推進について

総務省消防庁

1 概説

第164回国会(平成18年通常国会)において、市町村の消防の広域化を推進するための消防組織法の改正が行われました(別図1参照)。

市町村の消防の広域化とは、消防体制の充実強化による住民サービスの一層の向上を図るために、一部事務組合等の制度を活用して、常備消防の規模を拡大することです。

これによる具体的なメリットとしては、

- 災害発生時における初動体制の強化
- 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等が挙げられます。(詳細は3

広域化のメリット」参照)

また、実際の消防活動の第一線の業務を行う消防署所の設置については、消防庁長官が定める消防力の整備指針により市街地の人口規模等に応じてその基準が定められているため、広域化が行われたとしても、市街地が変化しない限り、基本的には署所の数は減少しません。むしろ、本部機能の高度化等による消防力の強化が期待できます。

なお、今回推進する広域化の対象は常備消防であり、消防団は対象ではありません。

今後は、平成19年度までに都道府県において推進計画を定め、その後5年程度で各市町村において広域化の実現を目指すこととなります。

各市町村におかれては、改正消防組織法に基づき、住民サービスの向上のため、積極的に広域化の議論が行われることを期待しております。

2 広域化の必要性

災害の大規模化、住民ニーズの多様化等、近年消防を取り巻く環

改正後の消防組織法による市町村の消防の広域化の推進スキーム

〔図1〕

市町村の消防の広域化の理念及び定義 (第31条)

- 理念 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。
- 定義 2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。

消防庁長官の定める基本指針 (第32条)

- 消防本部の広域化の推進に関する基本的な事項
- 広域化後の消防本部の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

都道府県の定める推進計画 (第33条)

- 都道府県は、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を策定
 - 広域化対象市町村の組合せ
 - 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項・防災に係る関係機関相互間の連携の確保
 - 推進計画の策定又は変更の際には、関係市町村の意見を聴かなければならない。
 - 都道府県知事は、広域化対象市町村に対し、必要な調整・援助等を行う。

広域化対象市町村の定める「広域消防運営計画」(第34条)

- 広域化対象市町村は、その協議により、広域化後の消防本部の円滑な運営を確保するための計画を作成
 - 消防本部の位置及び名称
 - 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保
 - 運営計画作成のために自治法上の協議会を設ける場合には、構成員の特例を設ける。

国の援助及び地方債の配慮 (第35条)

- 国は、都道府県及び市町村に対して、情報の提供その他の必要な援助を行う。
- 広域化対象市町村が推進計画の組合せに基づき広域化した場合は、地方債について特別の配慮を行う。

- 施行期日 : 公布の日 [平成18年6月14日]
- 広域化前に消防長であった者の階級に関する経過措置を定める。
- その他条文の整理等を行う。

境は急速に変化しており、消防はこの変化に的確に対応する必要があります。

しかしながら、小規模な本部においては、一般的に、出動体制、保有する車両等の住民サービスの限界や組織管理上の限界が指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。

これを職員数の規模で考えると、消防本部の職員数は概ね管轄人口の1000分の1であることから、管轄人口10万未満の本部の職員数は、100名未満となることが多いと考えられます。さらに、消防職員はその大半が交替制勤務を行っており、休日や夜間にはその3分の1〜4分の1程度の人員しか常駐しないため、本部の体制として種々の点で脆弱であることが否めません。

また、日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じており、今後も将来人口は減少すると予想されています。これにより一般的に各本部の管轄人口も減少すると考えられ、さらに、常備消防とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も懸念されます。

このような現状にかんがみると、市町村の消防の体制の整備・

確立のためには、常備消防の広域化をより積極的に推進することが不可避です。

3 広域化によるメリット

住民サービスの向上

広域化による最大のメリットは、住民サービスの向上です。

まず、災害対応の観点からは、広域化により一本部が保有する部隊が増えるため、多数の部隊の統一的な運用による効果的な対応が可能となります。

また、広域化により本部全体の職員数が増加するとともに、総務部門や通信指令業務の効率化により生じた人員を、住民サービスを直接担当する部門に配置することにより、当該部門を増強することができます。これにより消防隊の増強はもとより、特に近年著しく高度化している予防業務や救急業務について、担当職員の専門化や専任化が進展することが考えられ、これにより質の高い消防サービスの提供が可能となります。

例えば、平成12年に広域化を行った佐賀広域消防局において、本部事務の集約により、広域化前の職員数から増員することなく新たに消防分署を設置した例があります。

さらに、消防本部の管轄区域が

拡大するため、消防署所の配置及び管轄区域の適正化が容易となり、それによって現場到着時間の短縮等の効果が期待できます。

例えば、平成9年に広域化を行った新潟県西部広域消防事務組合消防本部（当時）において、管轄区域の適正化により、救急隊の平均到着時間が場所によっては5分程度短縮した例があります。

消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化

本部機能の一元化による業務の効率化や消防施設設備の計画的な整備の推進、重複投資の回避等により、少ない経費で高い水準の消防サービスの提供が可能になります。

具体的には、述べたとおり総務部門等の一元化による効率化が期待されたり、高機能な指令設備の効果的な運用が可能となったりします。

また、広域化により財政規模が拡大するため、小規模な消防本部では整備が困難な高度な車両等の計画的な整備が可能となります。

さらに、広域化によって職員数が増加することにより、人事ローテーションの設定が容易になることや、職務経験の不足や単線的な昇進ルートの解消が期待することができると、組織管理の観点から

らもメリットが多いと考えられます。（別図2参照）

以上のとおり、消防広域化を行うことで、行財政上のスケールメリットが働くことが期待でき、それにより厳しい財政状況下における効果的・効率的な消防体制の整備を図ることができます。

4 今後の目指す方向

消防庁では、消防組織法第32条に基づき市町村の消防の広域化に関する基本指針を定めました。

基本指針においては、以下の事項が定められています。

自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

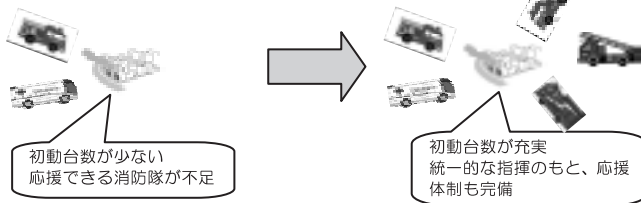
広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

このうち については、遅くとも平成19年度中には都道府県において後述する推進計画を定め、推進計画策定後5年度以内（平成24年度まで）を目標に各市町村にお

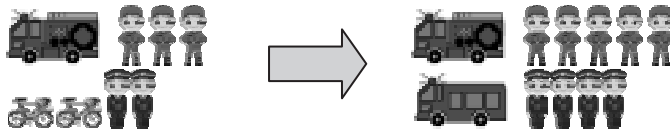
政 策

〔図2〕 広域化によるメリット

1 初動消防力、応援の充実



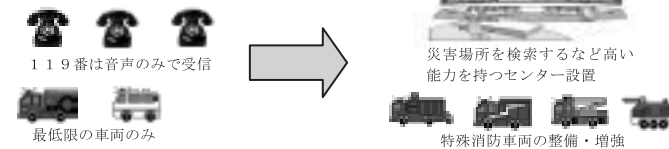
2 現場で活動する消防隊員等の増強



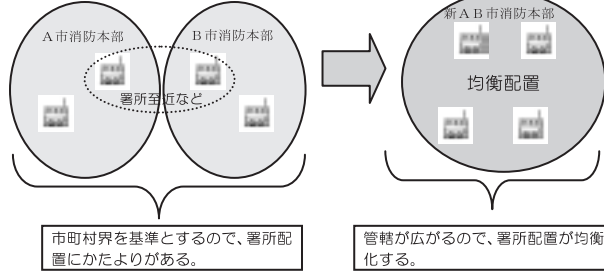
3 消防車両に搭乗する隊員の専門化



4 高度な消防資機材の整備



5 消防署所の配置や管轄区域の適正化



いて広域化を実現することとされてい
ます。
また、の組合せに関する基準
について、広域化の規模として
は、一般論としては、消防本部の
規模が大きいほど望ましいとされ
ています。その上で、現状を踏ま
えつつ、これからの消防に求めら
れる消防力、組織体制、財政規模
等にかんがみると、管轄人口の観
点から言えばおおむね30万以上の
規模を一つの目標とすることが適

当であるとされています。
ただし、各市町村は、管轄面積
の広狭、交通事情、島嶼部などの
地理的条件、広域行政、地域の歴
史、日常生活圏、人口密度及び人
口減少などの人口動態等の地域の
事情をそれぞれ有しているため、
これらに対する十分な考慮が必要
であるとされています。
この基本指針に基づき、今後各
都道府県において推進計画策定に
向けて取り組まれることとなりま

5 終わりに
以上のような広域化の必要性・
メリット及び推進スキームを十分
御理解の上、各地域において広域
化に関する積極的な議論が行われ
ることを期待しております。
すが、消防組織法第33条第3項に
おいて、都道府県は、推進計画の
策定又は変更の際には、あらかじ
め関係市町村の意見を聴かなけれ
ばならないとされています。

あなたの思いをカタチにします。

- お手持に
いくらかでも
ご預金ください
- スーパー定期
- 5年変動定期
- ビッグ 2年・5年
- 家族が揃えば
ワンストップ
- グローバルセレクション
- 外貨定期預金
- ファーストクラス
- 金庫貸出
自動車貸出
- 住宅ローン
リレープランフレックス

SUMITOMO TRUST 住友信託銀行

資料のご請求は住友信託銀行ウェブサイトからダウンロードいただけます。
お問い合わせ先 0120-097-117 オペレーターがご質問の件をお知らせします。
【受付時間】月～金曜日 9時～21時 土曜日 9時～17時
【ただし、祝日および05/3～5/5、12/31～1/3を除きます】

ひとまず預けて、いつでも納得運用



- お申込みは100万円以上1円単位。
- お引出しや本商品からの預替は、1円単位で原則いつでも可能。
- 当社による元本補てん、利益の補足はありません。
- お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

みずほ信託銀行

0120-081506

受付時間/午前9時～午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。